

群馬県適正化通信 NO.112(平成29年12月号)

整備管理者（選任後）研修の受講について

整備管理者は、常に整備管理に関する知識及び能力の維持向上に努めるとともに、道路運送車両の運行に係る関係法令の改正、関係通達等を熟知しておかなければなりません。その機会のひとつとして整備管理者に対する講習の受講が義務付けられています。また、自動車運送事業者の立場でも、整備管理者の能力の維持や向上に努めさせる義務があり、もれることなく講習を受けさせなければなりません。

また、車輪脱落事故や、本年10月18日には、スペアタイヤ落下に起因する痛ましい事故等が発生しています。各事業者においては、整備管理者を中心に、運行前の「日常点検」や「定期点検」の確実な実施を併せてお願いします。

● 貨物自動車運送事業輸送安全規則

(整備管理者の研修)

第15条 貨物自動車運送事業者は、地方運輸局長から道路運送車両法第50条の規定により選任した整備管理者について研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に当該研修を受けさせなければならない。

選任された整備管理者には「2年ごとに1回」の受講が義務付けられていますが、注意しなければならないのが年度の「4月から翌年3月までの受講」であり、暦年の「1月から12月までの受講」ではありません。例えば、平成28年1月に受講された場合は、平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)に受講したことになりますので、平成29年度には受講しなければなりません。

平成29年度の群馬県における整備管理者(選任後)研修は、各支部単位の日程は既に11月29日で終了いたしました。今年度の最後の研修実施日については、全支部を対象として、下記のとおり平成30年1月23日(火)に行います(事前の予約制ではありません。)ので、整備管理者に選任されている方は受講漏れがないよう、再度整備管理者手帳等の確認をお願いします。

※ 運行管理者の一般講習の受講についても、整備管理者同様に受講漏れがないよう、運行管理者手帳の確認をお願いします。

行政処分関係

・整備管理者の研修受講義務違反 初違反 10日車 再違反 20日車

記

- 日時 平成30年1月23日(火)
 - ・午前9時から午前12時まで
 - ・午後1時30分から午後4時30分まで
(受付開始時間は各30分前)
- 場所 群馬県トラック総合会館
前橋市野中町595 TEL 027-261-0244

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821